性暴力の被害経験に関する質的調査報告

齋藤 梓(公認心理師・臨床心理士/博士(心理学)) 目白大学人間学部心理カウンセリング学科 専任講師 大竹裕子 博士(心理学・国際保健政策学) オックスフォード大学医療人類学研究室 リサーチ・フェロー

本日の流れ

- 1. 調査グループの紹介と調査手法の紹介(5分)
- 2. 質的調査結果報告(20分)
- 3. まとめ(5分)
- 4. 事前にいただいた質問への回答(10分)
- 5. 質疑応答(15分から20分)

当事者の声から刑法改正を考える ~当事者への質的調査の結果を踏まえて~



大竹裕子 博士(心理学・国際保健政策学)

オックスフォード大学医療人類学研究室 リサーチ・フェロー 東京大学医学研究科 非常勤講師 『性暴力の被害経験に関する研究』共同研究責任者

『性暴力の被害経験に関する研究』チーム

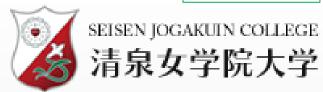












共同責任者

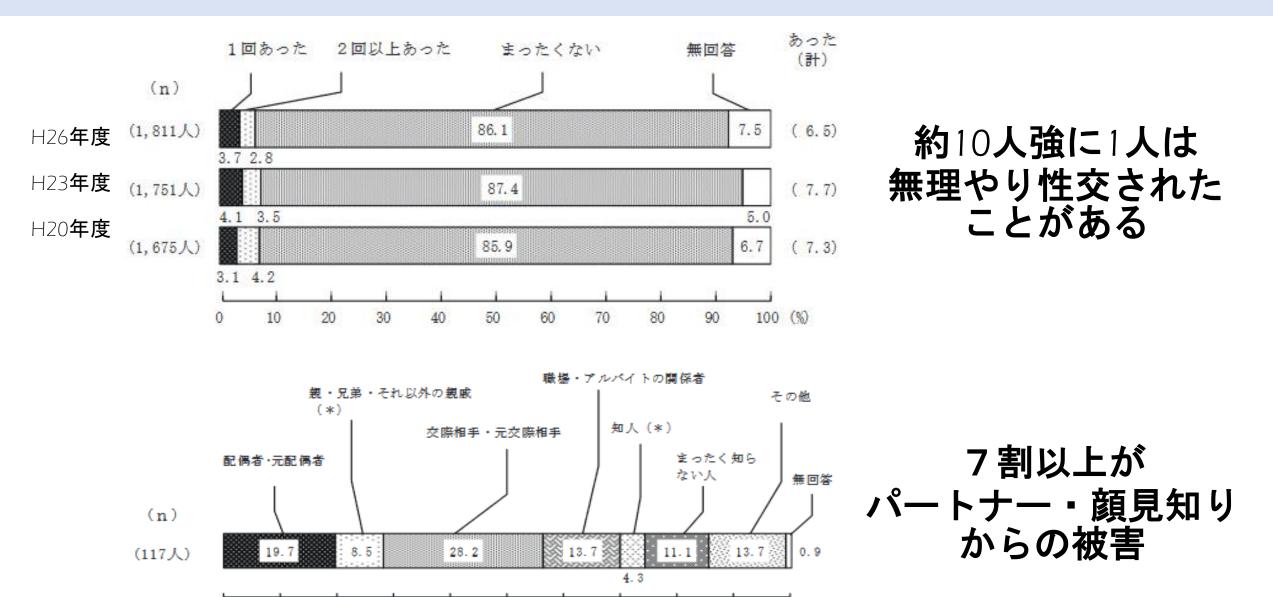
目白大学 齋藤梓(臨床心理学) オックスフォード大学/東京大学 大竹裕子 (心理学・国際保健政策学)

研究分担者

清泉女学院大学 岡本かおり(臨床心理学) 一般社団法人Spring 金田智之(社会学) 東京大学 宮本有紀(精神看護学) 東京大学 江口のぞみ(精神看護学) 東京大学 松本衣美(精神保健学) 東京大学 松井周(精神看護学) 東京医科歯科大学 高野歩(精神看護学)

性暴力の現状 (統計データから)

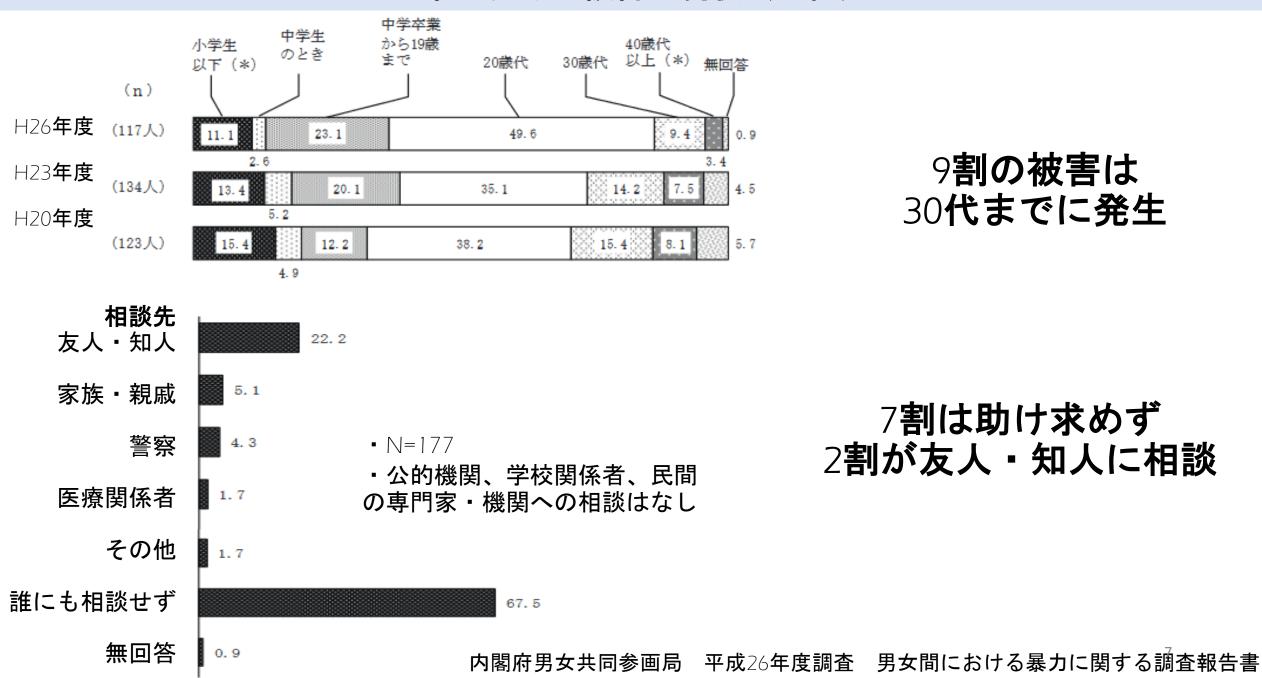
日本における被害の現状(女性)



内閣府男女共同参画局 平成26年度調査 男女間における暴力に関する調査報告書

100 (%)

日本における被害の現状(女性)

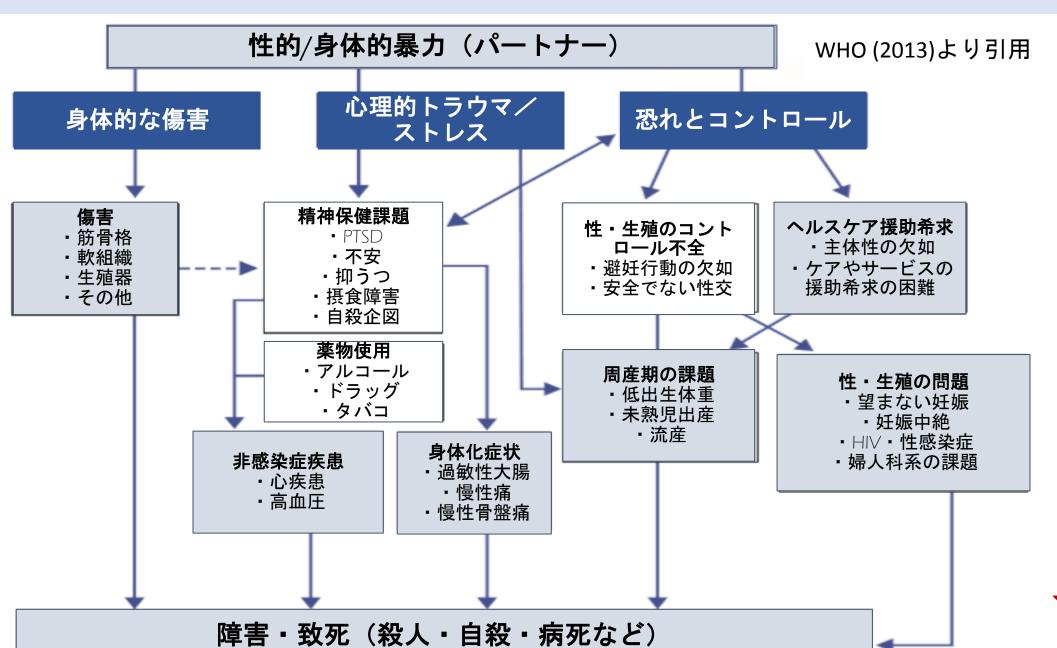


性暴力の影響(女性)―国際データから―

	オッズ比(被害有VS無)	論文数
性的/身体的暴力(パートナー)		
自殺	4.54	3(7350編中)
児童期性虐待		
自殺念慮・自殺企図	8.32	2(22235編中)
自殺念慮・自殺企図(男女とも)	2.43	7(同上)
性暴力(非パートナー)		
うつ病×不安障害(PTSD含)	2.59	5(7350編中)

- 注1)オッズ比2以上を示す
- 注2)引用文献
- WHO 2013 Global and regional estimates of violence against women: Prevalence and health effects of intimate partner violence and non-partner sexual violence
- Devries et al. 2014 Childhood Sexual Abuse and Suicidal Behavior: A Meta-analysis. Pediatrics 133(5):e1331-1444

性暴力の影響(女性)―国際データから―



性暴力 は 死 に 至る重要課題

性暴力の発生リスクを高める要因ー国際データからー

加害者側の要因

被害者側の要因

社会・政策レベル

性暴力に対する法的な制裁措置が弱い

暴力容認の性役割・社会規範・男性優位の社会

コミュニティ・組織レベル

コミュニティ・組織が性暴力に寛容 コミュニティ・組織の経済力が低い(貧困地域)

関係性レベル

複数のパートナー、それを奨励する家族 友人からのプレッシャーに弱い 複数のパートナー

個人レベル

〈個人のバックグラウンド〉 低い社会的地位・経済力、暴力団への加入 〈子ども時代の暴力被害〉 性暴力・身体的暴力の被害経験、DV目撃経験 〈メンタルヘルス上の問題〉 反社会的人格障害、飲酒問題、ドラッグ

く個人のバックグラウンド> 若年、低学歴、独り身、子ども時代の性産業従事 〈子ども時代の暴力被害〉 性暴力の被害経験、DV目撃経験 〈メンタルヘルス上の問題〉 抑うつ、飲酒問題、ドラッグ、過去の暴力被害経験

WHO世界保健機関・ロンドン大学ジェンダー暴力研究センター2010『DV・性暴力防止のためのテイク・アクション』

調査手法の概要

リサーチクエスチョン (研究目的)

- ●望まない性交の当事者の視点からみた「不同意性交」とは?
- ●当事者の抵抗できない心理状態とは?

改正議論 · 司法運用 · 研修等

- ●なぜ被害を相談することが難しいのか?
- ●なぜ性暴力(被害)として認識できないのか?
- ●当事者の視点からみた、必要な支援とは何か?

支援施策 · 研修 · 啓発等

本研究で用いた「性暴力」の定義

「性暴力」(WHO定義)

不同意性交、

望まない性的言動(未遂含む)

・被害状況や関係性に関わらない

「不同意性交」 (当事者・支援者の要望)

「強制性交・わいせつ」 (刑法定義)

不同意性交(日常語「望まない性交」)

- ・性器を含む体の一部、又は異物の 膣、肛門、又は口への挿入
- 未遂も含む
- ・加害者の人数・性別は問わない



- □ <u>なぜ刑法の定義を用いないのか?</u>
- →現行法では犯罪とされない経験についても、 そこで何が起きているのかを調べるため。
- □ 不同意性交を全て犯罪化したい前提か?
- →不同意性交のプロセスや影響を解明するが、 どこまでを犯罪とするかは議論が必要。

対象者のサンプリング法

警察や医療の手が届かない被害者にどうリーチするか?

- ・被害者の大部分は女性。9割の被害は30代までに起こる。
- ・警察や医療機関に行くのは1割未満。7割は沈黙し地域社会に埋もれている。

現在までの調査協力者(計51名)

当事者団体 支援施設 (10名)

地域社会 Web利用、紹介・ロコミ (41名)

7 5 % 青森~沖縄まで

▶ 当事者団体の声を代表するのではなく、様々な被害者の全体像を捉えることが 目的。 14

データ収集と分析法

データ収集法(2018年5月~現在) 対面インタビュー、Web上の自記体験談

分析法

グラウンデッド・セオリー (データ対話型理論構築法)

・ 政策立案、当事者の実態調査でよく用いられる

- □ <u>なぜ判例を分析しないのか?</u>
- →警察に行かない/行けない被害者 (9割以上を占める)の実態を捉えるため。
- →犯罪として起訴されていない事例の 実態を捉えるため。

現在までの調査協力者(計51名)

体験談のみ (20名) インタビュー & 体験談 (21名)

インタビュー のみ(10名)

インタビュー実施(計31**名**)

インタビュー内容

【望まない性交のプロセス】

どんな経緯でその人と性交をすることになってしまったのか、そのときの状況や、相手が何をしたか、言ったか、それに対してあなたはどう反応したかなど、覚えている限り、できるだけ詳しくお話ししてください。

【援助希求】

この出来事があった後、助けを求めようと思ったかどうか、実際に助けを求めたかどうかなどについて、少し詳しく教えて下さい。

【被害認識の揺れ動き】

そのときは「被害」と思わなかったけれども後から考えが変わった、逆にそのとき は嫌だったけれども後からそう思わなくなったということがあれば教えてください。

【その後の影響】

この経験は、あなたの心や体、生活にどのような影響を与えましたか?

調査協力者のプロファイル

→ 資料参照

質的調査結果報告

【調査の出発点】

- ●被害者支援の経験から 被害届が受理されない・起訴は難しいと言われる・無罪 →司法の「性犯罪」と当事者の「性暴力」の乖離
- ●性犯罪の罰則に関する検討会や法制審議会部会の経験から 当事者の心理を説明した研究が日本は少ない?当事者の言葉で説明ができるようにしたい
- ●当事者団体から フリーズや抵抗できない心理を明らかにしてほしい

【リサーチクエスチョン】

- ●望まない性交の当事者の視点からみた「不同意性交」とは? 「同意のある性交」とは?
- ●当事者の抵抗できない心理状態とは?
- ●当事者が被害を相談することが難しい理由は?
- ●なぜ当事者たちが性暴力を性暴力として認識できないのか?
- ●当事者の視点からみた、必要な支援とは何か?

【リサーチクエスチョン】

- ●望まない性交の当事者の視点からみた「不同意性交」とは? 「同意のある性交」とは?
- ●当事者の抵抗できない心理状態とは?
- ●当事者が被害を相談することが難しい理由は?
- ●なぜ当事者たちが性暴力を性暴力として認識できないのか?
- 当事者の視点からみた、必要な支援とは何か?

犯行に至るプロセスによる分類

奇襲型、飲酒・薬物使用を伴う型、家庭内性暴力型、 エントラップメント型

(ただし、奇襲型、飲酒薬物使用を伴う型、 家庭内性暴力型も、エントラップメント型を内包)

被害年齢による分類

児童期性虐待、児童期性暴力、 成人期性暴力 関係性による分類

見知らぬ人、パートナー上下関係、対等、家庭内

エントラップメント

日常生活の中で 上下関係を 作り上げる

- ・加害者が自分の価値を 高め権威づける
 - 被害者をおとしめ 弱体化

逃げ道を ふさぐ・ 死角に追 い込む

性的な話 題にすり 替える

性交を強要

促進要因

<顔見知りの場合>

- ・加害者は被害者よりも社会的地位が高い
- ・被害者の加害者への好意を利用

<文化規範>

女性は従順さをよしとする

人間関係で波風を立てるべきではない

同意のある性交

尊重しあう対等な コミュニケーションが 日常生活の中にある

- ・女性は意思や拒否を 伝えられる
- ・男性は女性の意思を 確認し尊重する

尊重しあうコミュニケー ションが続く 同意のある性交

<u>齋藤·大竹, 2019</u>

性交に至る前の「関係性の持ち方」を基準に (上下関係を作り出して追い込んでいないか・ 相手の意思を尊重する姿勢を取っていたか)

真の同意が可能だったか否か 拒否を伝えられる関係であったか否かを判断する

上記の視点を「不同意」を検討する際に取り入れる

【リサーチクエスチョン】

- ●望まない性交の当事者の視点からみた「不同意性交」とは? 「同意のある性交」とは?
- ●当事者の抵抗できない心理状態とは?
 - ⇒上下関係のある場合は?

分析について

リサーチクエスチョン

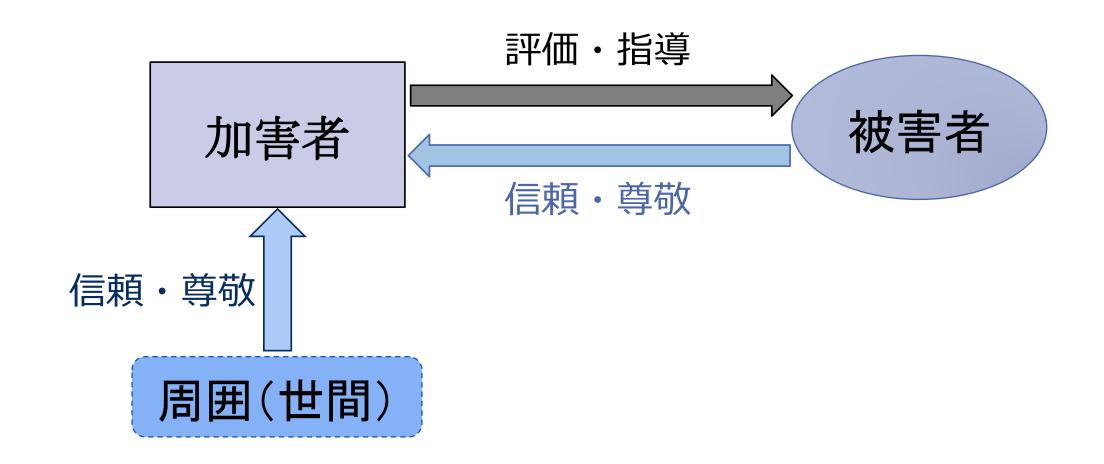
- (1). 社会関係に基づく性暴力において、被害時に不同意を示せない(または逃げられない、被害に陥ってしまう)のはなぜか?どのような社会的関係、社会的圧力、社会規範がどのように関与しているか?
- (2). 社会関係の中で当事者はどのように被害認識を形成してゆくのか、あるいは形成不全に陥るのか?他者や社会は被害認識の形成・形成不全にどう関与するか?

加害者と被害者の関係性および被害者数

被害者から見た 加害者の地位	被害者数	
職場の上司	計4人	
職場の先輩	計1人	
大学のサークルの先輩	計2人	
小学校のときの教師	計1人	
大学・大学院の教員	計2人	

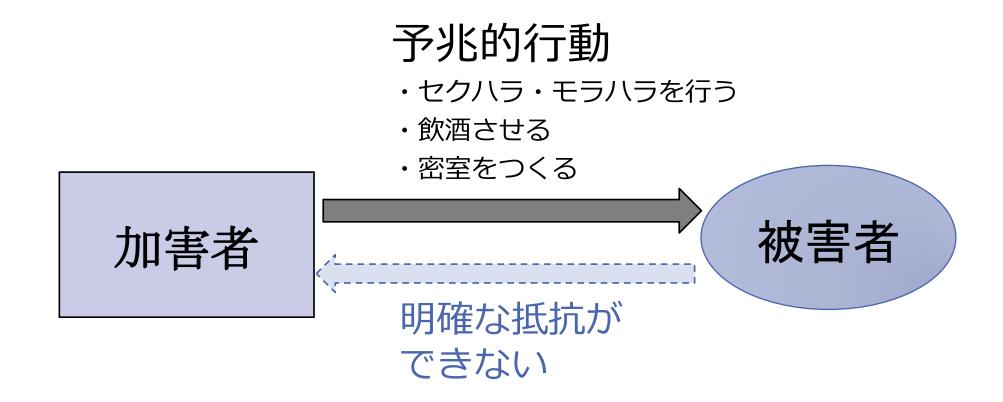
地位・関係性を利用した性被害の発生プロセス

【フェイズ I 】 … 性被害が生じる前の加害者と被害者の関係



地位・関係性を利用した性被害の発生プロセス

【フェイズⅡ】 … 性被害が生じる前段に見られる加害者の動き



地位・関係性を利用した性加害・性被害の発生プロセス

【フェイズⅢ】 … 性被害の発生

加害者

性加害

被害者

- ・最初受け流そうとした
- ・やんわりと抵抗、明確に抵抗
- ・拒否不能だった (脅迫、周囲の目、睡眠中)

地位・関係性を利用した性被害の発生プロセス

【フェイズIV】 … 性被害が生じた後に見られる加害者の動き

性加害の正当化

- ・恋愛感情・好意の表明
- ・指導者の義務
- ・被害者への心理的依存

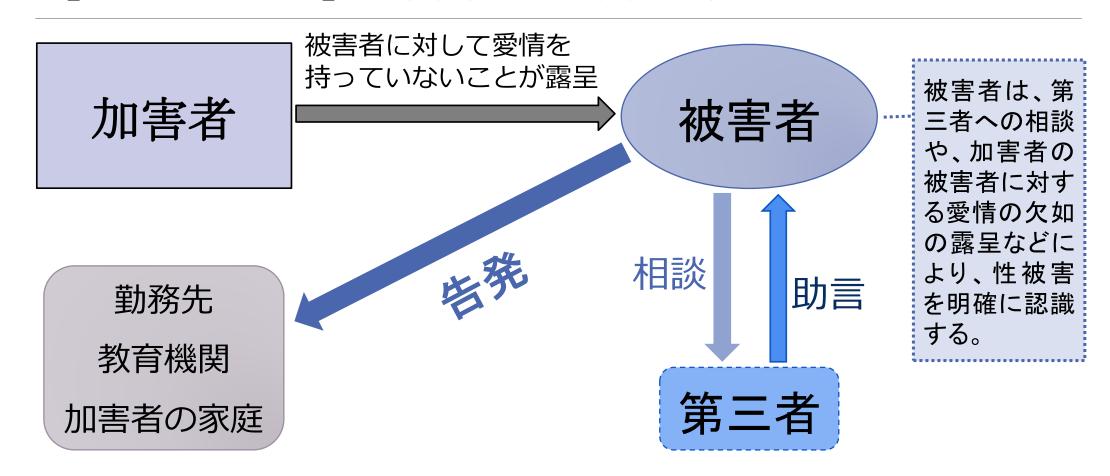
加害者

被害者

- •正当化の一時的受容
- •自己責任化 •自己否定
- ・心を無にする、認知拒否
- •混乱、理解不能
- •身体的•精神的不調

地位・関係性を利用した性被害の発生プロセス

【フェイズV】…被害者による性被害の自覚と告発



性被害の発生プロセスに対する、性に関する知識や社会規範の寄与

- 性被害や性暴力に関する何らかの知識を事前に有しているからといって、実際に性被害にあった場合に、自分が受けた被害をただちに性被害と認識できるわけではない。性教育は重要だが、それだけではまったく十分ではない。
- •分析の中では、上下関係に関する規範意識のほかに、職場などでの人間関係に関する規範意識が見出された。上下関係に関する規範意識は性被害に対する受忍的な態度に、人間関係に関する規範意識は性被害の相談の抑止に作用する。
- ・また、性被害に対する受忍的な態度には、上下関係に関する規範意識のほかに、 ジェンダー規範や異性愛規範も作用している。こうした規範意識が地位・関係性を利 用した性被害の自覚・発覚を阻害し、社会問題化を遅らせている。

地位・関係性を利用した性被害に関する今後の議論に向けて

- 地位・関係性を利用した性被害には、加害者による予兆的行動がともなっている。 地位・関係性を利用した性被害を正しく捉えるためには、実際の性加害が生じた その瞬間の加害者・被害者の故意性・意図だけではなく、加害者と被害者との関 係性をしっかり把握・評価しなければならない。被害者が加害者に屈するのは、 暴行・脅迫だけによるのではない。
- ・上司や教師などからの性被害は、被害者が加害者を信頼・尊敬している状況を背景に生じることから、被害者の心理的ダメージは極めて深刻である。信頼・尊敬していた相手から裏切られるどころか、性暴力を振るわれるのだから。心理的抗拒不能を評価する際には、このことを重く認識する必要がある。

【リサーチクエスチョン】

- ●望まない性交の当事者の視点からみた「不同意性交」とは? 「同意のある性交」とは?
- ●当事者の抵抗できない心理状態とは?
 - ⇒対等な関係、家庭内性暴力の場合は?

対等な関係での性暴力

被害者から見た加害者との関係

友人だった/ 好意を持っていた 恩があり/恋人あるいは元恋人 であり関係を切れずにいた 自分を下にする言動をされていた

警戒していない/断りにくい/従ってしまう 要因

望まない性交の発生

事前に性的な誘いを繰り返し 受けていた 事前に遊びの誘いを繰り返し 受けていた

飲酒をしていた

繰り返し性的な誘いを受けて 断り切れなかった ・遊んであげないと言われた ・従わざるを得ない状況に追いやられた

あるとき、密室に誘い込まれ(密室になり)突然 襲われた

出来事の認識

「性暴力/レイプとは思っていなかった」 「性暴力と思った」

「(大人になって)人に指 摘されて性暴力だと 気が付いた」 「今も性暴力だと 思いきれない」

意思の無視

モノのように扱われた (性的な対象として利用された) 物理的/言語的に抵抗したが相手はやめなかった

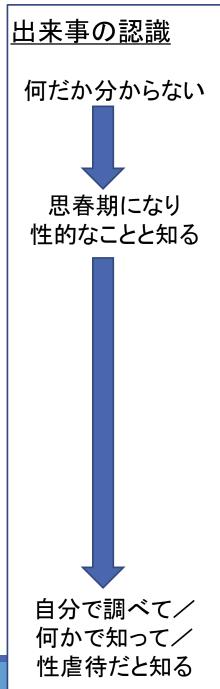
望まない性交のあと

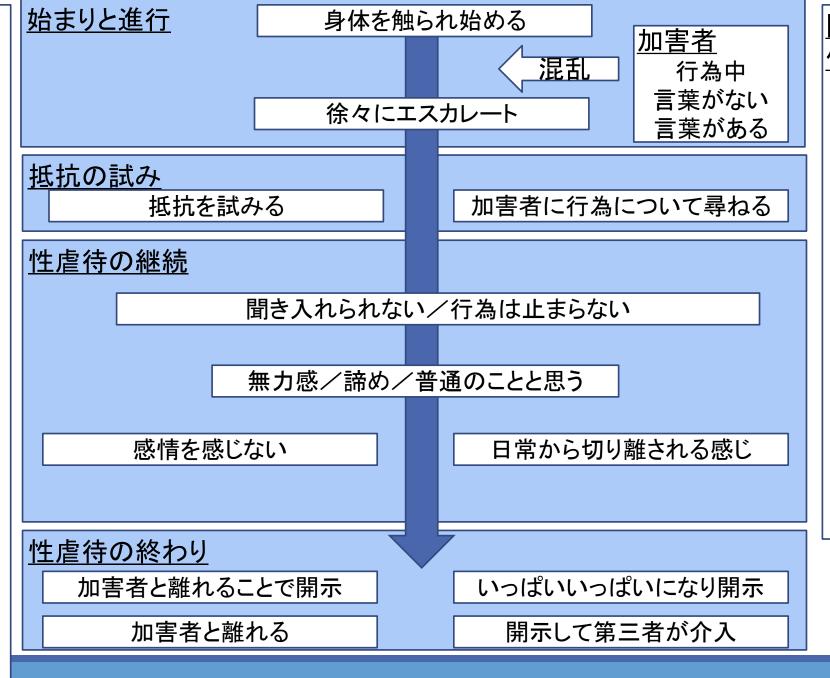
普通に/優しく接してきた

友人/知人関係が終わった

加害者に問いただした

一定期間関係が継続した





<u>開示/</u> 他の人の認識

加害者との関係 良好/良好でない

家族 不仲/多忙/良好



家族は 気づいていない 優等生的振る舞い

> 家庭内の 性暴力

【リサーチクエスチョン】

- ●なぜ当事者たちが性暴力を性暴力として認識できないのか?
- ●当事者の視点からみた、必要な支援とは何か?

被害の認識

- ●奇襲型
- ●飲酒・薬物使用を伴う型
- ●児童期の性虐待型
- ●パートナー・レイプ型
- ●エントラップメント型

- →認識されやすい
- →自責から認識されにくい
- →何が起きているか分からない
- →関係性ゆえに認識されにくい
- →自責から認識されにくい

被害認識が形成されやすい場合

- 自分の中にあるイメージと適合した
- ・以前に被害を受けていて認識が出来ている

援助希求

- 警察に通報すべき
 - ・身近な人に相談
 - ・精神科に行く
 - ・心理ケアを受ける

被害の人生への影響の緩和

被害認識が形成されづらい場合

- ・起きた出来事がよく分からない(子どもの場合)
- ・ 自分の中にあるイメージと異なる (成長して以降)

人生への影響

- ・自殺や自傷行為
- ・仕事や進路の喪失
 - 自責



相談相手からの指摘

被害という認識が形成される

自責感の緩和

図:被害認識の形成と被害の影響

性暴力の発生

望まない性交を繰り返す

<u>被害当事者の認識</u>
• 尊厳や主体性が奪われる
-モノ扱いされる
-意思を無視された

*尊厳/主体性の侵害

- 白分

自分は大切 ではない

自尊心の低下

・価値がない

<u>自責</u>

- ・自分が悪かった
- ・自分が受け入れた

自暴自棄・自分を大事にしない・ 主体性再建

* 親密な関係や性的 関係への侵害

- ・混乱した性的関係
- ・望まない性交を繰り返 す
- ・他者との親密な関係へ の侵害

<u>自殺·自傷</u>

図:人生への影響

- 加害者がたくみに被害者の逃げ道を奪っている そのプロセスを丁寧にとらえる必要性
- ・自己の目的のために被害者の性を対象として 利用した「道具化」の視点から性暴力をとらえる
- ・起きた出来事を被害と認識することが難しい →そのあいだに時効が進むのは問題では

【リサーチクエスチョン】

- ●望まない性交の当事者の視点からみた「不同意性交」とは? 「同意のある性交」とは?
- ●当事者の抵抗できない心理状態とは?
- ●当事者が被害を相談することが難しい理由は?
- ●なぜ当事者たちが性暴力を性暴力として認識できないのか?
- ●当事者の視点からみた、必要な支援とは何か?

当事者が相談・話した相手

専門機関(医療/心理的)

医療機関・医師 16 カウンセリング・カウンセラー 15

身近な人

母親・親 11 きょうだい2 子ども1 知人 2 仲間 3 友達(男女) 14

パートナー

(元)恋人 6 婚約者·夫 9 犯罪·性犯罪被 害支援団体

性暴被害者の支援機関一4 民間被害者支援団体2 当事者団体3

学校•職場

同僚 5 上司・会社 4 大学の先輩・OB 4 学校・大学3 その他の支援機関

が初めて 5人

電話相談 4 男女共同参画センター 1 DVシェルター 1 NPO子育て支援団体 1 就労支援機関 1 児童相談所 1

被害を話すのは、このインタヴュー

(被害性の認識がない3人を含む)

警察-法律関係

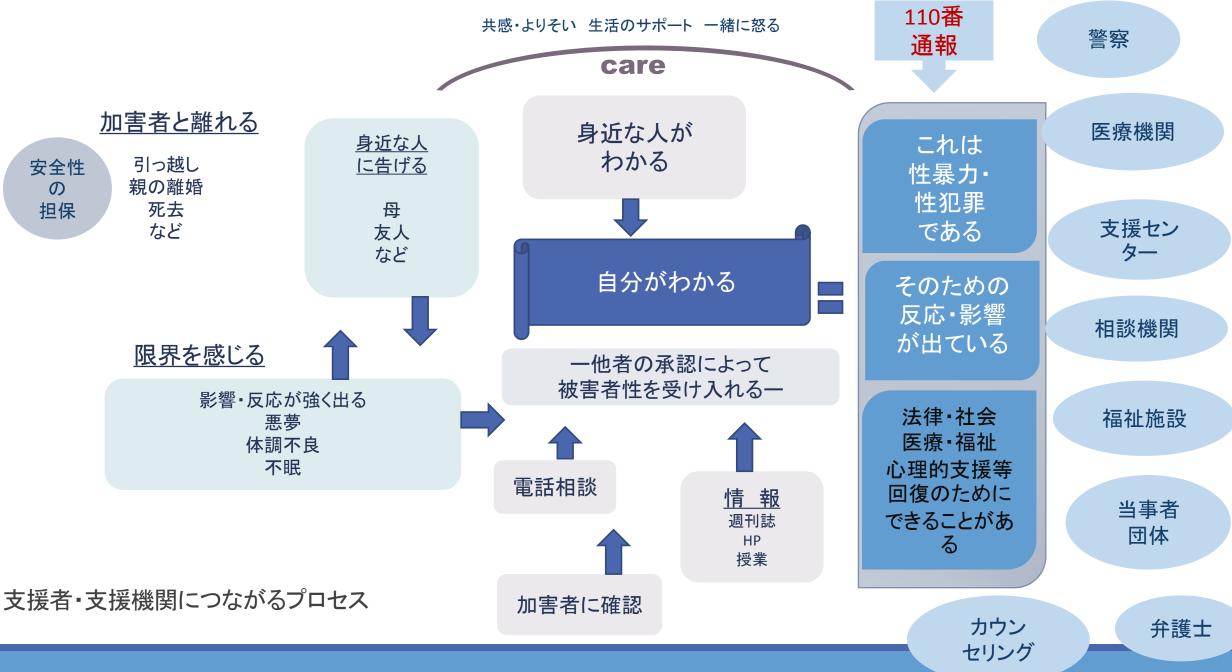
警察 10 弁護士 8 法テラス 2

加害者

加害者・加害者の家族3

居合わせた人

居合わせた人・近所の人・大家 5



被害性の認識がない

ぼんやり

はっきり

- 言葉を知らない
- ・意味が分からない
- レイプのイメージと違う
- 自分のせいだと思う

考えつかない

被害性の認識がある

支援者・支援機関とつながらない背景

わからない

いつ、誰に、何を、どういうふうに 言えばいいの?

知識・情報の不足

広報啓発の工夫

地域資源・人材の不足

物理的手段 がない

- ・支援機関が遠い
- 電話がつながらない
- •予約が取れない

文化習慣によるタブー

心配かけたくない

- ・今の生活で精一杯なのに
- 具合が悪くなってしまうのでは
- •迷惑をかけたくない

信用していない

- 取り合ってくれないだろう
- ・匿名性が守られないのでは
- ・話してどうにかなると 思えない
- 信用してもらえないかも

言っては いけないと強く思う

- 恥ずかしい
- 性的なことを口に出してはいけない。
- 自分が悪かったから
- ロに出すのも嫌

言わないことで 身を守る

- -本人のかじ取り―
- •防衛的沈黙

孤立化

- ・切り離す
- よくあることだと思う
- 今の生活を守る

- ・警察署・交番が遠い

相談したが、うまくつながらなかった背景

共感・よりそいの欠如

- ・忘れたほうがいい、忘れるしかない
- 前向きに行きなさいとアドバイスする
- 驚いて、何も言えなくなる
- ・「そういうこともあるよね」など、共感的で ない応答に終始する

話を聞き切れていない

- ぼやかして言っているところを、そのまま聞き逃す。詳しく聞かない。
- ・日常の困りごとだろうと思い、通常の対応で終わる
- ・その後どうだったか確認しない

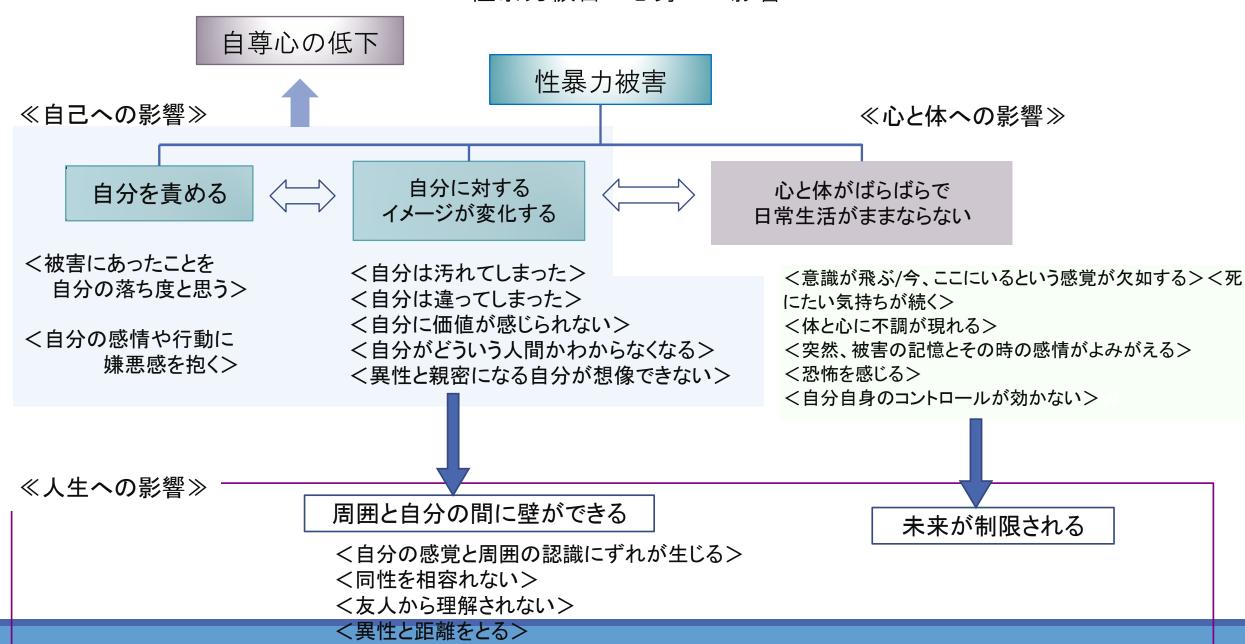
否定・批判をする

- ・(加害者は)そういう人に見えない
- ・弁護士に起訴は無理と言われる
- ・医療従事者から「汚点になるから届け出ない 方が良い」と言われる
- なぜ〇〇しないのかと責める

まやかし/偽善的対応をする

- ・途中までは相談に応じているが、見返りとして 性行為を強要してくる。
- ・親身になって世話をしていたのが、途中から「交通 事故にあったようなもの」「対人関係に問題があるの では」などと当事者の非を責めるようになる。

性暴力被害の心身への影響



被害の認識までにかかった期間	該当件数
出来事直後	6件
1年以内	8件
5年以内	9件
10年以内	4件
10年以上	9件
被害だと思いきれない/不明	4件/1件

- ・被害当事者は、性暴力として語らない・語れないことがある。
- ・他者の承認によって、被害性に気づき、受け入れるプロセスがある。
- ・時に当事者は、サバイブのため、防衛的沈黙を選択する場合があり、それは 尊重されるべきである。そのために被害に遭い続けることは避けられなければ ならない。
- ・被害により心と体に影響が強く生じた場合、生活に支障をきたすことがある。それは被害直後から長期間にわたることも珍しくない。
- ・支援者・支援機関につながるまで、数年~10年以上かかることもある。

支援者は、共感的に寄り添いながら、それが性暴力・犯罪であること を伝える姿勢が必要である。

相談窓口について広く情報を発信するとともに、当事者の選択をサポートする支援をしていくことが肝要である。

被害認識に時間がかかることを踏まえ、中長期を見据えた支援政策が 不可欠である。



まとめ

リサーチクエスチョン

- ●望まない性交の当事者の視点からみた「不同意性交」とは?
- ●当事者の抵抗できない心理状態とは?

改正議論 · 司法運用 · 研修等

- ●なぜ被害を相談することが難しいのか?
- ●なぜ性暴力(被害)として認識できないのか?
- ●当事者の視点からみた、必要な支援とは何か?

支援施策•研修•啓発等

改正議論・司法運用・研修等

●当事者の視点からみた「不同意性交」とは?

- ▶地位関係性の利用や不平等/非対等な関係性での「エントラップメント」 不平等/非対等な関係性が事前にある、又は作り出して追い込む。
- ▶性的道具化(モノ化)と非人間化
 性の対象として利用し、意思や人格を尊重せず、モノのように扱う。

●当事者の抵抗できない心理状態とは?

≻心理的抗拒不能

恐れ、諦め、フリーズ、硬直、グルーミング/事前の信頼関係構築等

- ▶社会的抗拒不能
- 地位関係性、事前に作り出された不平等/非対等な関係性など、 社会的なまたはコミュニケーション上の上下関係そのものが抵抗を抑圧する。
- ・世間の目や周囲に対する<u>社会関係配慮から抵抗が抑圧される。</u>

改正議論 · 司法運用 · 研修等

【同意性交】

性交前に同意あり。

(継続関係では最初の性交前に) 何らかの形で意思確認

【不同意性交】

性交前に不同意/無同意/ 無自覚で、

心理/社会的抗拒不能あり。

紛らわしい例

- 積極的同意していたが性交後に同意をひるがえす。(交際・結婚への期待が裏切られた場合など)
- 上下関係があっても相互同意の上での性交。 (相互同意の上での不倫・恋愛関係など)

紛らわしい例

- 不同意だったが、心理/社会的抗拒不能のために 意思を表明できなかった(消極的同意と混同)
- 自身の不同意に無自覚なまま、心理/社会的抗拒 不能のために性交された(未成年に多い)
- 同意性交に見えて、実は、継続的な不同意性交に 耐えているだけ(強制性交から始まり継続する性 的関係、パートナー間の不同意性交など)

支援施策・研修・啓発等

●なぜ被害を相談することが難しいのか?

【①相談の障壁となっているもの】

- <u>被害認識の形成不全</u>・・・・レイプ・性暴力のイメージとの齟齬や自責感が原因。
- ▶警察・支援機関の課題・・・物理的にアクセスし辛い。経年後の相談先がない。
 警察・支援機関での二次被害。十分信頼できない。
- ▶地域社会の課題・・・・・無理解、二次被害、誤った対応、見過ごし。

【②被害認識形成の障壁となっているもの】

▶レイプ・性暴力に対する狭いイメージ

子どもの場合:自分の身に何が起きているのか分からない。

大人の場合:自分の持っている性暴力のイメージと自分の体験が合致しない。

▶周囲が承認しない(否定・批判する)、自責感(「悪いのは自分」「自分さえ我慢すれば」)

●必要な支援とは?

支援施策・研修・啓発等

- 【①相談の障壁を取り除く】
- >被害認識の形成を助ける啓発

不同意性交を「性暴力」として啓発し、警察・支援機関への相談に繋げる (→②)

≻警察・支援機関の拡充と研修

経年後でも相談できる支援機関の拡充。

警察・司法・支援機関(医療機関含む)の研修の充実。

≻地域社会の啓発

【②被害認識形成から相談、支援へ】

- ▶不同意性交による心理的苦痛は自殺等含む深刻なものであり、専門的支援が必要。
 - → 不同意性交を「性暴力」として啓発し、支援機関につなげることが大切。
- ▶「犯罪」か否かの判断は警察・司法が行うが、支援機関との連携が重要。

刑法改正及び支援施策に関する議論の喚起

●暴行脅迫要件/抗拒不能の認定、地位関係性を利用した性暴力について 判断材料:不平等/非対等な関係性(上下関係)、社会的抗拒不能、エントラップメント

●加害者の「故意」の認定について

関係性がある場合、加害者は性交前に予兆的行動、性交後に正当化を行う (恋愛感情・好意の表明だった、指導・教育の一環として行った等)

●公訴時効について

被害認識の形成や援助希求までに10年以上かかる場合がかなりあるのではないか。本調査では9件(22%)。※但し、正確な数値を知るには別途、調査が必要。

●支援施策について

- ・警察・司法・支援機関の研修。経年後の相談・支援先の拡充。地域社会の啓発。
- ・支援対応・性暴力抑止のための啓発は、不同意性交を「性暴力」とする必要がある。 (刑法「性犯罪」より「性暴力」支援の窓口は広くとる必要がある) 57

今後、必要な調査研究

- ●暴行脅迫要件/抗拒不能の認定、地位関係性を利用した性暴力について 判断材料:不平等/非対等な関係性(上下関係)、社会的抗拒不能、エントラップメント
 - →不同意性交の被害全体における、上記の占める割合 無罪や不起訴、届出のない被害における、上記の占める割合、等(量的調査)
- ●加害者の「故意」の認定について
 - →一般社会における「同意・不同意」「性暴力」の定義(質的・量的調査)
- ●公訴時効について

被害認識の形成や援助希求までに10年以上かかる場合がかなりあるのではないか。

→被害認識形成及び援助希求にかかる平均・最長年数(量的調査)

●支援施策について

→「自覚なき不同意」で性交された場合における、被害者の平均・最長年数、 及び被害認識形成と援助希求にかかる平均・最長年数(量的調査)

本研究の強みと限界

強み

- ・警察・司法・医療の手が届かない被害者の実態を(一部)捉えた。
- 見過ごされがちな当事者の視点から被害の現状を明らかにした。

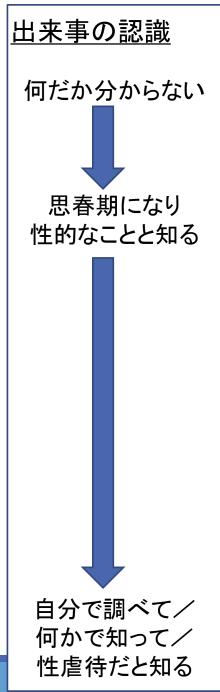
限界

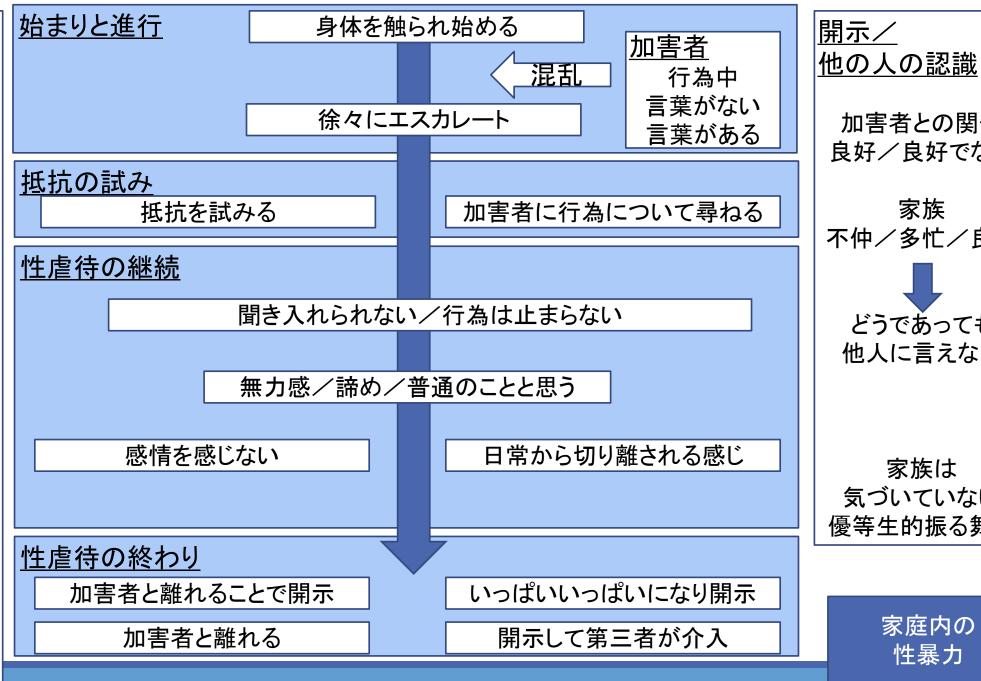
- ・インタビューに参加していない層(被害と認識していない、 迷っている、深刻に悩んでいない等)のことは不明である。
- 男性視点が弱い(男性にとっての「性」は女性と全く異なる)。
- •女性以外(男性LGBT)の被害について捉えられていない。

事前にいただいた質問への回答

幼少期に被害を受けた女性についての分析

「性行為」と「性虐待・性暴力」の区別の困難性、それに伴う抵抗や援助希求の困難性





家庭内の 性暴力

加害者との関係

良好/良好でない

家族

不仲/多忙/良好

どうであっても

他人に言えない

家族は

気づいていない

優等生的振る舞い

- ●小学校あるいは小学校以前 「なんだか分からない」 ⇒性的な行為に関する知識がない 徐々に行為が進んでいくために、理解が難しい
- ●中学校あるいは高校生ごろ 「性的な行為である」⇒友人との話、学校での性教育、雑誌などの知識から性的な行為を家族と行うことの混乱、解離見知らぬ人からの場合、自分の身体への不安
- ●高校生あるいは高校卒業以降<u>「性虐待・性暴力である」</u>
 ⇒授業や本などから、友人・相談機関等の指摘から 自分の苦しみの元が分かる

- 加害者との仲が良好⇒抵抗できない/居場所の確保 加害者との仲が不仲⇒抵抗できない/諦める
- ●家族との仲が良好 ⇒壊したくないので相談できず 心配を掛けたくない/困らせたくない 家族との仲が不仲 ⇒相談できない、反応が信用できない
- ●友人 ⇒重すぎて相談ができないカウンセラー等 ⇒二次被害⇒余計相談できない
- ●相談しても婉曲になってしまう⇒二次被害途中で抵抗することもあるが受け入れられない⇒無力感

13~15歳で、監護者関係がなく、暴行・脅迫が弱いケースへの対処について

捜査機関及び裁判所に期待すること

- ●そもそも、この質問に該当する事案で、捜査機関に上がってくることは稀なこと(⇒被害だと気が付かない、自責感等)。
- ●捜査機関に上がってきた場合、もともとの関係性や その被害に至るまでのプロセスを丁寧に拾ってほしい。
- ●「その行為についてどのように思っていたか」「その行為について、その後どのように思うようになったか」「逆らったり拒否したらどのようなことが起きると思っていたか」「その行為の、どのような部分に傷ついたのか」
- ●事件化できずとも、人生への影響は多大。支援機関と連携を。

被害実態の広報・啓発のために法務省に期待すること

●実態調査の内容を踏まえた研修の充実 ⇒個人差の解消

- ●潜在化している被害を無くすために、 広く「同意のない性的言動は性暴力」であると広報し 支援機関と連携を
 - ⇒支援機関につながった多くの性暴力被害の中から 司法への届出を増やしていけるのでは

法改正後の変化について感じていること

【良い変化】

- ●法定刑の下限が上がったことによる変化
- ●検察が口腔性交とこれまでの強姦を同じ量刑として判断
- ●示談の時に被害届取り下げのやり取りが少なくなった
- ●以前は不起訴で終わったかもしれないが起訴されている印象
- ●準強制性交等罪での起訴が以前より行われている印象 上司からの飲酒の絡んだ被害等
- ●社会の性暴力被害への関心の高まり、司法機関での配慮
- ●構成要件の広がりによる変化
 - ⇒女性以外のジェンダーの性暴力に関する認知の高まり 自分の被害の重大さを理解されている感覚

【そのほか】

- ●口腔性交が強制性交になることが難しい事案
- ●個人差
- ●監護者性交等罪が思ったほどに増加していない?
 - ⇒日本の司法制度に即した司法面接の徹底 児童相談所や学校等、他機関との連携
- ●やはり今でも起訴が難しいという事案は多い

ご清聴ありがとうございました。

質疑応答